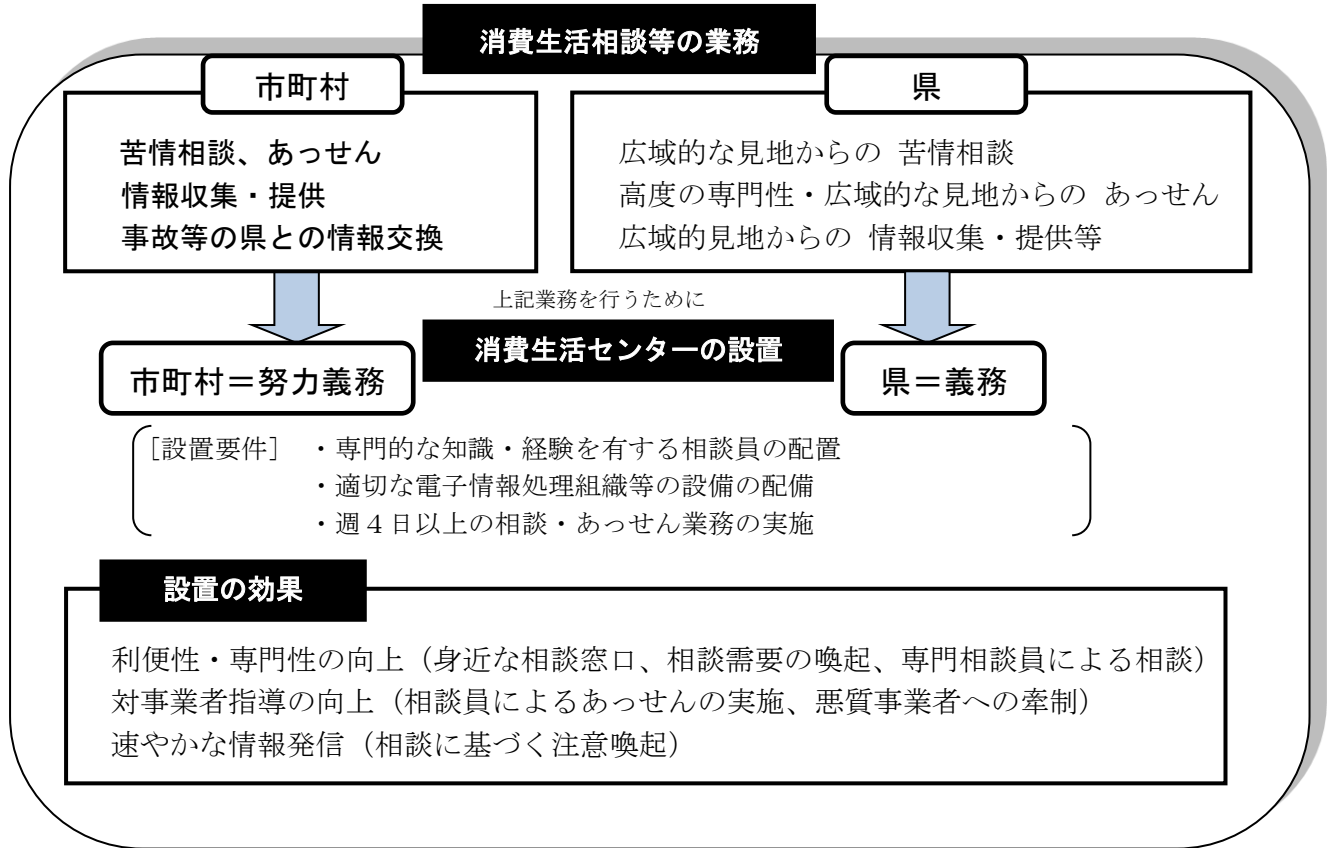


市町村消費生活センターの設置（広域化を含む）について

県民文化部くらし安全・消費生活課

- 1 目標：市町村消費生活センターの人口カバー率 100% (2022 年度末)
- 2 業務：消費者基本法第 19 条及び消費者安全法第 8 条による消費生活相談等



3 市町村消費生活センターの設置（広域化を含む）状況 （平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	「消費生活センター」設置市町村	人口カバー率
平成 20 年度	1 市 [うち新規：長野]	—
平成 21～ 26 年度	12 市 [うち新規：松本 千曲 大町 茅野 伊那 小諸 安曇野 佐久 塩尻 飯山 岡谷]	57.0%
平成 27 年度	16 市 1 町 [うち新規：上田 飯田 諏訪 駒ヶ根 下諏訪]	74.2%
平成 28 年度	16 市 3 町 4 村 [うち新規：池田・松川（村）・白馬・小谷（※1） 富士見・原（※2）]	76.8%
平成 29 年度	19 市 5 町 6 村 [うち新規：須坂、中野、東御、 高山・信濃・小川・飯綱（※3）]	84.4%

(※1) 協定等に基づき、大町市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理 (H28. 4. 1～)

(※2) 協定に基づき、茅野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理 (H28. 10. 1～)

(※3) 協定に基づき、長野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理 (H30. 1. 1～)

4 県の取組

- ・ 広域連携のための協議会等への参加・協力
- ・ センター設置（広域化）に向けた支援（相談員資格取得支援講座の開催等）
- ・ 県・市町村事務連携作業チーム消費生活部会による検討